

## ＜脳血管リハビリテーションを希望される患者様へ＞

開院から現在まで、当院では医療保険下にて脳血管リハビリテーションを行なってまいりました。しかし、ここ数年で国が示す維持期リハビリテーションのあり方に対する方針や当院の人員配置等々難しくなってきた面などから、当院の方針として医療保険下での維持期脳血管リハビリテーションの受入れが出来なくなりました（期限である発症 180 日までの患者様は一定の条件下であれば受入れは可能です）。国が示す維持期リハビリテーションのあり方に対する当院の対策として、平成 27 年より介護保険サービスである通所リハビリテーションを開設し介護認定を受けられた方の維持期リハビリテーションの受入れを強化してまいりました。維持期脳血管疾患のリハビリテーションに関して、今後は医療保険下での受入れは出来ませんが、介護保険サービスである通所リハビリテーションでの対応となりますので宜しくお願い致します。尚、期限前（発症 180 日まで）のリハビリテーションを希望される場合は当院までご連絡下さい。よろしくお願い申し上げます。

大井リハビリテーションクリニック 院長